

# 北海道開拓殖民の夢と実情

吉 馴 明 子

はじめに

2010年12月に「若き植村の伝道路線」を発表して以来、私は植村正久研究を続け、『福音新報』に眼を通しながら、2016年2月「日清戦争義戦論とその変容」、同年12月「植村正久の日露戦争論」を発表した。元来『福音新報』は植村の個人誌的な性格が強く、社説がわりの冒頭記事はもちろん、他の評論、時論も植村によって書かれていることが多い。それでも1890年3月『福音週報』発刊——一年後発禁処分を受け『福音新報』と改題——から10年余り経つ日露戦争期になると『福音新報』での時評を大谷虞、富永徳麿に書かせるようになる。ただ、「日韓関係」論は坂本直寛にまかされているのが分かる。1904年1月7日「韓国における我邦の経営」を初めとして、和議が成立する1905年2月末までに8本の記事があり、その後も1905年3月23日から6月8日まで「韓国と其拯救」のタイトルのもとで6回連載の文章が掲載されている。ちなみに日本基督教会が朝鮮伝道の決議をしたのが1903年10月なので、これら坂本直寛による日韓関係論には、日本基督教会が行おうとしている朝鮮伝道への思いも託されているはずである。

しかし、なぜ突然に坂本直寛が誌上に登場するのだろうか。実は、『福音新報』そして植村正久との関わりを追ってみると「突然」ではないことが分かる。この2年ほど前の1902年2月、彼はほぼ5年間生活した浦臼の聖園農場から札幌へ出てきていたが、夏には植村正久に勧められて伝道者となる決心をし、11月に旭川講義所の伝道師となった。つまり、坂本直寛は伝道師として働きながら、『福音新報』編集責任者植村の下で日韓関係論を寄稿していたということになる。両者の間には、日本のキリスト者が朝鮮で果たすべき務めについて、何らかの了解があったと思われる。どのような了解があったのか。これを解く鍵は、北光社及び聖園農場と「開拓殖民」共同体のヴィジョンと経験知にあったのではないか。

本稿では、まず北海道での「開拓殖民」の歴史を瞥見し、次いでその一駒を担った集治監行政を空集治監の例によって跡付けたい。さらに、1890年頃から盛んになった個人と団体の移住による「開拓殖民」の一例として、武市・坂本ら「キリスト教拓殖事業」の目標と実情をあきらかにし、その上で、坂本直寛の日韓関係論を読み解き、植村正久の朝鮮（伝道）論への展望を得たい。

## I. 北海道開拓移民の夢と現実

### 1. 「内国殖民地」をめぐる

私たちが北海道の開拓移民について調べ考えようとする、必ず「内国殖民地」という言葉に出会う。これは「琉球処分」とは全く異なる日本国への組み入れの形を示す。沖縄の場合は、「琉球王国」として形成されていた一つの国を、一旦鹿児島県の下に置き、琉球王国に代わる琉球藩設置を経て、1879年の沖縄県設置で強制的に日本国に組み入れる〈琉球処分〉で片付けた。これに対し北海道の場合にはアイヌ人労働力の利用を考え強制移住までさせたが、それはアイヌ人への虐待に他ならず、アイヌ人から文化と生活を奪っただけであったり。

すでに江戸中期以後、ロシアの南進に対抗して、幕府が北方防備を唱えて蝦夷地を支配下に置こうとし、明治になると政府は1869年全道をまとめて「北海道」と改称した。さらに開拓使を設け、その下で各種官営工場の設立、幌内炭山の開発、その石炭輸送のため幌内—小樽間の鉄道敷設など様々な開拓事業を推進した。そのために不可欠なのが労働力であり移民事業であった。明治初年には移民を募集し、米、銭、農具などを与え定住させようとしたが、ほとんど原始林のような状況で、その上酷寒の地である。3年以内に5町歩開墾すれば私有地として登録されるという条件をクリアするのは大変なことだった。1873年政府は北方警備と開拓とを兼任させる屯田兵制<sup>2)</sup>へと切り替えた。屯田兵への切り替え後も含めて、初期の移民には明治維新で禄を奪われた士族救済、反面、反政府の者への懲罰の意味もあり、移住者は鍬や鋤をふるって農事に励むと同時に軍事訓練も受けた。例えば、明治初年の「宇多、亘理二郡の場合は、伊達邦成が封建領主から有珠郡へ転封された形」で、その家臣たちは「藩主への忠誠心」(君臣の情誼)を以て、北海道開拓の困難を乗り越ったという。彼らは帰農して「武士」を捨てる代わりに、士族のプライドを保ち続けて、北海道開拓に当たった<sup>3)</sup>。他方、アイヌの人々については、1880年設置の網走郡役所内での漁業経営者の使用人として、主として漁業に従事していた例がある。この間にアイヌ人口955人は、1891年には381人にまで減少した。

もはや極寒の地の原住民であるアイヌ人を労働力として当てにすることができないと、北海道に集治監を設置し廉価な労働力として囚人を使役して北海道の防衛と開拓を進めようとの案が出た。もし刑期を終えた彼らが北海道に住み着いてくれれば人口も増えるという虫のいい話でもあった。そこで、II章に図示したように、樺戸、空知他4監の集治監を設置することとなった。

ところが、1885年の太政官制廃止・内閣制採用に伴う1886年1月の北海道庁設置によって、北海道開拓行政は大きく転換されることになった。1885年夏北海道視察の命を受けた金子堅太郎はその復命書(同年10月伊藤博文へ提出)において、北海道開拓に欠ける「現地人労働者」に「囚人をあてよ」と主張した<sup>4)</sup>。北海道庁設置の狙いは、「開拓使時代の保護政策による開拓を、資本の導入による開拓に切りかえることにあった。」北海道は「後

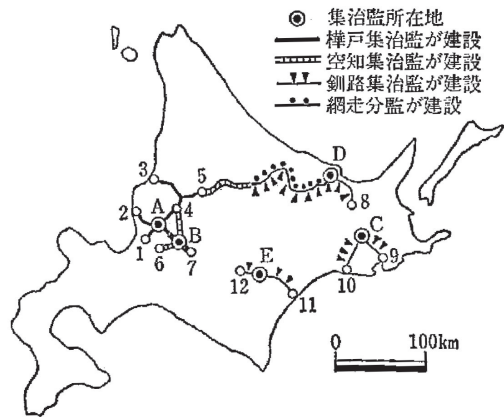
日、台湾、樺太、朝鮮を植民地化する明治国家が、はじめて経営した内国殖民地」<sup>5)</sup>となったのである。

この囚人労働を顧みることのできるウェブサイトがインターネット上にある。「北海道遺産」の「北海道の集治監」である<sup>6)</sup>。これによると集治監は、樺戸（現月形町）、空知（三笠市）、釧路（標茶町）、網走、十勝（帯広市）の順に建設されたことがわかる。もっとも「遺産」また観光地として残された集治監の画像からは過酷な「囚人労働」を想起するのは難しいが、集治監の「目的は初期の西南戦争政治犯収容、後期に重大犯罪人隔離で、北辺防衛と北海道開拓用の道路・鉄道建設のみならず炭鉱開発、硫黄鉱山開発、農地開発」にあったと明記されている。北海道開拓使を廃止し、代わりに集治監を農商務省の管轄下に置くことで、北海道開拓のための「囚人労働」が始まった。

## II. 集治監行政の移り変わり

——空知集治監を例に

- A: 樺戸集治監 (1881)      7: 幌内炭鉱
- B: 空知集治監 (1882)
- C: 釧路集治監 (1885)
- D: 網走集治監 (1881)
- E: 十勝分監 (1893)



### 1. 渡辺<sup>これあき</sup>惟精初代空知集治監典獄の時代

空知集治監は、1882年に開設され、渡邊惟精<sup>7)</sup>が初代典獄に赴任した。1890年

7月大井上輝前が第2代典獄となり、渡邊惟精は大牟田の三池集地監へ転出した。大井上着任時の空知は幌内炭鉱での労働によって、不具廢疾者が多数でており、労働を終えて帰って来ると囚人たちは房内で「団座して蔓語…横臥して放歌…喫煙…衣類食品を賭して博奕するあり」<sup>8)</sup>というありさまであったという。大井上たちは囚人の「使役法」の改良を求める意見書を提出したが、政府（内務大臣井上馨）は、すぐには応じようとはしなかったという。この時期の空知集治監の実情を追うことによって、北海道開拓行政の変遷を明らかにしてみよう。

実は、初代典獄の渡辺惟精は、筆者の曾祖父渡辺吾作 (1850-1925) の兄にあたる。祖父渡辺喜三が遺した『渡辺家之由来 七曜之星』には、渡辺惟精の空知集治監から三池集治監への転出について、次のように記されている。

其統率才力に惚れた政府は、明治23年10月5日惟精を九州三池の集治監長に任じた。

難治の三池では三井財閥の干渉があった。財閥は之を眼の上の瘤と転勤を政府に迫った。井上（馨）内務卿は終に意を決して、惟精を愛知県警察部長に補し警視に任じた。明治26年2月、惟精は愛知県庁に赴き来任の挨拶を述べたが、即時辞表を提出した。再び愛知県の土は踏まずと、道を北陸道にとり、東京に隠居した<sup>9)</sup>。

さらに、渡辺喜三は、惟精の空知集治監在任中の事績の最大のものとして、空知水道敷設をあげている。「前後7年の工事、総人員87,471人を要し、今も村民（三笠山村）は其恩恵に浴しておる。」しかも彼は「離道に際し、私有地30余万坪を市来知に寄附し、風の如く去った<sup>10)</sup>。

いかにも手前味噌風でにわかには信じがたい気がしたが、幸い『渡邊惟精の日記』<sup>11)</sup>を入手し、渡辺惟精（以下、惟精と記す）の動向を知ることができた。もっともこの日記の編者（翻刻、解題）長谷川嗣の解題にも指摘されている通り、その内容は人の出入り、書簡の受送などが主で、集治監の現状、幌内炭鉱内の様子についてはあまり書かれていない<sup>12)</sup>。特に「秩父事件の関係者（の名前）が出てこないこと、在任中の囚人の数も、特赦の人名も記入されていない」ことに長谷川は不満を示し<sup>13)</sup>、それは「支配者層や高級官僚達の後暗さを裁判官や監獄吏員や警察官に、尻拭いさせた」<sup>14)</sup>ことに他ならないと容赦ない批判を浴びせている。

それは無い物ねだりではないかと思いつつ、関連する他の論文を探すと、小口千明著「集治監を核とした集落の形成と住民の集治監像」<sup>15)</sup>が見つかった。この論文には、市来知来住者の聞き書が再録されており、空知集治監の中に作られた病院が、半日は住民にも開放されたこと、村の井戸がダメだったので囚人の手によって水源地が作られ、鉄管でそれを市街地に引いたこと、市来知神社の祭日は渡邊典獄が市来知へ来た日で、村民・囚人共に村中で（集治監の馬で）競馬をして楽しんだ話などがある。しかも町の集落は集治監の正門前から集治監に添うように広がっているとある。市来知に水道を引いたなどの実績が認められるだけでなく、囚人たちが村民に受け入れられていたことが推察される。北海道大学へ来たW.S.クラークに刺激を受けていた惟精は、アメリカ式の大規模な農場を作るつもりで、農耕馬と牛を購入し開墾を進めていたともいわれる<sup>16)</sup>。

では、実際にこの時期、空知集治監はその地域でどのような位置付けだったのか。惟精、炭山と炭鉱行政はどうなっていたのか。2013年に発表された内藤辰美「都市と炭鉱」<sup>17)</sup>に転載された幌内炭鉱のデータによると、1882年の産炭高2,677トン、年末人員291、死亡4人が、道庁直轄事項になった1886年にはそれぞれ51,508トン、2,003人、84人、さらに炭鉱事業に安田など大資本が経営に乗り出した1890年にはそれぞれ121,332トン、3,048人、106人であり、逃亡者は1886年の1人から90人へ急増している。『渡邊惟精の日記』は、第六日記1885年末～第十一日記1895年末までの翻刻なので、上述のような炭鉱・集治監行政の移り変わりを反映しているはずである。頑張っ、て、日々、の記述を拾ってみたいと思う。

日記の始まる 1885 年末～1886 年 2 月 7 日、惟精は東京出張中らしく、この 1 月 26 日岩村通俊が北海道長官になる件についての記述はない。1886 年 2 月 10 日に空知へ戻ると、「炭山に行く」と共に「農場見聞」が混じる。2 月末には「市来知開墾図」や「空知太道路図」を係官へ「預け置」との記述があり、典獄として活躍する様子が窺える。

1887 年 9 月 4 日「空樺（空知一樺戸）間開道式」、この後「診療所一件」、医師との面会、採用の記述がある。しかし、翌年には次の事項がある。

- 1888. 3. 26 長官（岩村通俊）に閱し水道工事幌内採炭は予約通施行。夏冬の変換を中止、農業は囚徒人夫有形を以て耕し残町歩は生草肥料蒔付の筈、陳情す。
- 1888. 7. 28 7 時長官（永山武四郎）に行。意見書差出午前 9 時の汽車にて帰る。
- 1888. 10. 8 堀（北海道庁）理事官立会空知太まで開削、後十勝国大津川の線と取決、畑は現時の儘に据置候事なり。（堀は 1869-1882 開拓使、1886 北海道庁理事官、薩摩閣で永山の先輩）
- 1888. 12. 12 八田より水道出来電信来る。（惟精、在東京か）  
31 昨夜水道皆出来の電信来。（同上）

1889 年になると 4 月 9 日「(道) 庁にて農業皆廢に決議」とある。10 日には「炭山一件評議」があったが、「詮議中不決」とある。これ以上のことはわからない。そして、この年は出張が多い。先ず 5 月 9 日惟精から「伺」が出され、長官の同意を得て釧路行き。5 月 22 日空知を馬車で出立。どうやら襟裳岬の方を廻って、帯広で晩成社を訪問（6 月 3 日）。そこから釧路を経て 7 日標茶で釧路集治監を巡見、硫黄山も訪問、大井上と面談し一週間ほど滞在している。帰路は船で 6 月 17 日小樽に着き、札幌へ出て長官とも面会。さすがに翌日は懸案事項の処理に追われた模様。8 月 16 日から 9 月 9 日は 2 回目の網走出張であった。今回は部下同伴。前回の釧路行きとほぼ同じ経路で網走到着、郡長、看守長と面談。「囚徒は倉庫にて待機」を巡視したらしい。

8 月 1 日「監獄裏開道伺に不及旨 並上川伐木も同様」とあり、惟精の提案は通らない。

10 月に入って 2 度ほど「朝水道に行」、凍結などを心配しての巡視かと思う。10 月 31 日、十津川移民 780 余人到着、4 日から 6 日 200 余人ずつ「出立せしむ」とある。これは豪雨による大水害にあった奈良県十津川村の村民の移住を、救恤のための緊急処置として北海道庁が引き受けた<sup>18)</sup> 件で、惟精は彼らをすぐに建設中の空知太の屯田兵屋へ「出立」させた<sup>19)</sup> のである。こうして一年は過ぎ、年末には「炭山へ行諸君へ挨拶」とある。これは慣例の挨拶だったのか、どうか。実は、11 月北海道炭鉱鉄道会社が堀基を社長として設立され、幌内炭鉱と鉄道が 35 万円で払い下げられていた。

1890 年 1 月 8 日、惟精は「堀基を訪、奥羽諸県出張を命ぜらる。」宮城集治監への転任を命ぜられたのか<sup>20)</sup>。少なくとも、惟精からの「伺」によるものではない。1 月末から 2 月末

まで、函館を出航して弘前を経て秋田へ回り、さらに仙台、盛岡、塩釜へ回り、船で函館までもどり、3月7日帰宅とある。3月9日には堀社長より「採炭一件請書来る」<sup>21)</sup>とある。囚人労働を北海道炭鉱へ委託する形となったこと、幌内炭鉱が北炭のものとなっていることが推察される。

3月15日には、大井上が札幌へ出てきている。その一週間後の20日「大井上安村（樺戸典獄）に面話」。22日2人が来て、札幌に滞在している。転出が本決まりになって準備が始まったと思われ、4月12日「夜、永山（第2代長官）に行、炭山始末一件示談す。」15日「出頭外役所一件協議す。」25日「出札湯地・平井・安村に面話。」とあわただしい。5月になると、移動前のチェックか、水道に何度も通っている。

いよいよ7月になると、10日「札幌に行、長官其他へ告別して午後奥貞同伴帰る。」12日「幌内外役所並びに炭山へ暇乞に行」、札幌では送別会もあった模様。13日「各囚に訣別す、14日村民離杯に行」と続く。17日小樽で大井上に会い（小池は大井上の空知への転勤を7月としている<sup>22)</sup>）、函館を経て塩釜へ行き事務「引き継ぎ」。22日「夏季休暇」で上京。内務省へ出頭して「用済」、転任のための手続きを取ったのだろうか。8月3日「空知郡役所より地所来」とある。市来知へ寄贈したとされる土地であろうか。三池転任辞令を受け取るのは10月12日夜、21日朝汽車で出立。東京を経て、28日朝博多に到着とある。

このように日記をたどると、1888年3月と7月、惟精がそれまでの集治監のやり方に基づいた意見書を提出したが握りつぶされたことが分かる。12月末に市来知の水道が一応の完成をみた後は、自分の役割の一区切りを自覚したのではないか。1889年5月からの釧路集治監への出張は、北海道の集治監を取り巻く現状を自分の目で確かめるためだったのかもしれない。晩成社へ立ち寄って酪農や農業経営の実情を見、硫黄山の惨状を見て大井上の意見も聞いたであろう。この知見を部下たちにも受け継いでもらおうであろう、医師、看守らを連れて8月から網走集治監へまた1ヶ月ほど出張した。そして1890年になると長官から「奥羽諸県出張」を「命令」される。奥羽諸県への出張はここが初出、『渡邊惟精の日記』の副題の中の「宮城集治監典獄」はこれを指すのかとも思う。終に1890年10月12日三池への転任辞令。21日空知を出、29日大牟田着。長官による厄介払いであろう。集治監行政の谷間に惟精は放り込まれている。

幌内炭鉱の下請けになってしまった空知だけでなく、釧路、網走の実情も見て来た惟精は抵抗空しく三池集治監へ転勤するが、この三池集治監の状況は空知に輪をかけて悪かった。『鎖塚』によると、三池集治監から直接三池炭鉱の地底へと重罪囚が送り込まれる構造になっていた。しかも過大な出炭量が要求され、1886年から11年の間に686人の囚人死亡者を出したという。惟精は何度も改善要求を出す聞き入れられず、囚人労働を厳しく批判したが、それも斥けられ、結局再び厄介払い。1893年1月13日転任辞令を受け取り、17日三池集治監を後にした。1月21日愛知県知事を訪問、「着任届並御暇願書を差出し」、東京へ出て隠居生活に入った。

大井上に後事を任せるつもりで、意外にさばさばと惟精は空知を離れたのではないか。実際、クリスチャン教諭師の赴任や、国会や新聞紙上で過酷危険な「囚人労働」批判が上がった事にも助けられて、空知集治監の囚人労務は改善に向かって行くことになる。本稿の要となる坂本直寛の晩年の集治監伝道は、こうやって準備されたともいえる。

## 2. 札幌農学校長佐藤昌介

1886年1月の北海道庁新設によって所管官庁が変わり、職場運営の路線変更を余儀なくされる被害を蒙ったのは集治監だけではない。金子堅太郎の視察復命書（1885年10月）では、札幌農学校も道庁の所管へ移され、農学校廃止論まででていた。この農学校の危機のさなかに、アメリカ留学から帰ってきたのが1期生の佐藤昌介である。佐藤はすぐ自らの米国調査報告を復命するために岩村長官に面会し、北海道の開拓には農業が必須であるが、「学術に根底を置かないでどうして拓殖の事業がたつか」と熱弁をふるったとされる（11月「米国農学校の状況及び札幌農学校の組織改正の意見として提出」<sup>23)</sup>）。

惟精との交流は、翌1887年初頭から始まる。8日年頭挨拶、12日来書。10月10日「午後3時長官・佐藤昌介・植村属（係官）・新居属（係官）外壱人、」外にも樺戸安村、高野が来、海賀氏を加えて、夜12時まで話したとある。果たして全員で懇談したのか、中味は何も書かれていないが、佐藤昌介、惟精、それに農業開拓に熱心な人物が岩村長官を前に大いに語ったというのは、想像をたくましくしすぎだろうか。

1888年1月31日佐藤昌介からの「報告書」に惟精が受取りをだす。集治監の事業として「農業皆廃」が決まったのは同年4月であった。2年近く経て1890年1月18日「佐藤昌介より畑一件謝辞来る。」ちなみに「佐藤昌介は89年12月苗穂村の未墾地202.5ヘクタールの貸下げを受け」ている。佐藤農園の土地である。その「泥炭湿地の恵まれない農地は氏の努力で牧草地として蘇」たとされ、その功績が高く評価されている<sup>24)</sup>。惟精の12月17日の日記には「苗穂大山へ進物送る」とある。惟精自身が夢見た農業開拓が、「佐藤農園」を生む助けとなったのであれば、惟精も満足したに違いない。

## 3. 大井上<sup>てるちか</sup>輝前の集治監改良

1890年7月に空知集治監典獄に赴任した第2代典獄大井上輝前は、前任地の釧路集治監時代、教諭師原胤昭と共に、釧路の囚人たちが働かされていたアトサヌプリの硫黄山へ現地調査に行き、硫黄採掘労働を廃止し硫黄山外役所を撤収した。大井上は原の推薦を受けて、翌年5月、留岡幸助を空知で教諭師に任用した。2ヶ月後大井上は樺戸集治監典獄となるが、このポストは北海道集治監の本監長であった。

II章1節（注21も参照）で触れた幌内炭鉱の北炭への払い下げについては、1891年第2帝国議会（11.26-12.25）で田中正造が、官僚・藩閥と利権の結びつきを追究する質問をした。同年、板垣退助、河野広中らが民権運動時代の同志を空知に訪問し村民に遊説した。

1892年にはⅢ章2節で後述するように武市安哉が、「開拓使官有物払下げ」の調査で札幌を訪れ、雄大な北海道に驚き移住を決意し、移住先を決定するために大井上（典獄 1891.7-1895）に樺戸集治監の所領を案内してもらった。

この1892年の夏には東大刑法学教授の岡田朝太郎が空知監獄を訪ね幌内炭鉱での囚人労働を視察し、『日本刑法論』に発表した。こうして囚人労働の過酷さが問題視されるようになったので、幌内炭鉱への囚人出役についても1894年度一杯で廃止するとの合意を大井上は北海道炭鉱との間で得た。また大井上は留岡の推挙でクリスチャンの教誨師を次々と採用し、1895年十勝に牧野虎次が着任すると北海道の5つの集治監すべてにクリスチャン教誨師がそろい<sup>24)</sup>「北海道バンド」と呼ばれる<sup>26)</sup>ほどになった。ここへ入殖して来たのが、理想の農村共同体の形成を目指す武市安哉、坂本直寛ら高知県の団体であった。

### Ⅲ. 高知自由民権運動と北海道開拓入殖

さきのⅡ章では惟精時代の空知集治監の歩みを通して、1886年の北海道庁設置によって囚人労働が「国家と大資本による労働収奪へと変わる」様を垣間見た。1892年には「団結移住に関する要領」が定められ、開拓行政そのものの変化が明らかにされている。それは、30戸の団体に移住し、最初に貸し下げられた15,000坪を3年で開拓すればその開拓地を無償でもらえるというもので、府県単位の小農民の誘致と同時に、大資本家による投資と安価な労働力が想定されていた。前者には三重県団体（幌向）、石川県移民団（花畔）、前述の十津川団体（新十津川）などを挙げることができる。これとは別に、神戸のプロテスタントたちの赤心社は1880年に日高浦河へ、同志社学生と埼玉の聖公会信徒による「今金・インマヌエル」は利別原野に1891年に入殖している。武市や坂本は後者のケースの延長上にあると考えられるが、彼らの「共同体」的入殖を可能としたのは板垣退助らの高知自由民権運動であったと考えられる。これをたどってみたい。

#### 1. 高知での自由民権運動

武市安哉と坂本直寛は同じ時期に立志学舎に学び、1877年卒業するかせぬうちに、民権演説を始めた。彼らはまた新聞に投稿し、高知県会議員となっただけでなく、板垣退助を総理とする自由党员として地方遊説にも出かけた。他方、坂本直寛らは1884年11月頃から始まった高知伝道でG. H. F フルベッキ、G. W. ノックス、植村正久らの話を聞いてキリスト教に近づき、1885年5月坂本直寛は片岡健吉、西森拙三らと共にノックスから受洗し、高知教会の創立メンバーとなった。ちなみに武市安哉の受洗は、同年暮れである。受洗後の演説会は民権演説会であり、伝道会でもあった。

初期の坂本直寛の論考については山下重一の詳細な研究があるが、例えば「政論」（『高知新聞』1881年）について、山下は、坂本がこの論考で典拠として用いたJ. S. ミルの『自由論』とH. スペンサーの『社会平権論』とを比較検証し<sup>27)</sup>、彼が一々原典に戻って検討、



解釈した上で『政論』の論考を進めていること、つまりミルやスペンサーをただ引用するのではなく、藩閥専制政治批判に有効な理論に組み替えて、ある意味で恣意的に引用している事情を丁寧に検証している<sup>28)</sup>。

坂本直寛は1879年愛国社第2回大会で幹事に選ばれ、1880年国会期成同盟第2回大会にも出席した。1881年には種々の憲法案が出たが、その一つである立志社「日本憲法見込案」(1881年5月)は、坂本直寛、広瀬為興、山本幸彦によって起草されたとされている<sup>29)</sup>。この「見込案」において、①「国会の議決を経ざる法律は国民之を奉ずる義務なし」(25条、立法権は国会)、②国会の議決に対し国帝が疑問を持つときは、再審議を求めることができるが「国帝は二たび国会の議決を拒むことを得ず」(59条、国帝の権利制限)、③「国民は非法不正に抗するの権利を有す」(43条、抵抗権)等を規定している<sup>30)</sup>。なお、植木枝盛の「日本国憲案」では「政府高吏圧政を為すときは日本人民は之を排斥するを得…擅恣暴虐を逞しうるときは日本人民は兵器を以て之に抗することを得」と定めている<sup>31)</sup>。植木には「権力への不信と抵抗、政府と人民の絶対的対立」が際立っていたのである<sup>32)</sup>。それにしても、坂本直寛、植木枝盛、これに加えるに中江兆民、馬場辰猪と、高知自由民権運動のリーダーたちの思想の多様性と層の厚さには驚かざるを得ない。憲法案を起草後、このように強烈なリーダーたちが、1グループ5、6人からなる3班に別れて農村遊説に出かけて行き、演説会場には、豪農、中農層中心に、貧農小作人まで、老若男女を問わず集まったという。

1887年3月武市安哉と坂本直寛、片岡健吉らは三大建白運動の高知代表の一人として上京したが、保安条例違反によって逮捕され、1889年2月11日大日本帝国憲法発布の恩赦によって出獄するまで石川島監獄に収監された。この間坂本は聖書を「読みふけり」、かつ祈った。2年間の獄中生活で考えが変わった点を彼は2つ挙げている<sup>33)</sup>。①政府のために祈る：政府は転覆すべきものから、祈るべき対象が変わった。政府の失政は「神の恵みに浴することなく、罪から抜けきれなかった」のであるから、政府も神の恵みに浴することができるよう祈りを捧げるようになった。②囚人を憐れむ：軽蔑していたのが、あわれみ、友人とさえ思うようになった。

これ以上の一大変化が起きた。寒さ、空腹、そして不当な収監による屈辱感にさいなまれる中、たまたま「申命記8章」を読み、「精神が躍動するのを覚え、すさまじく荒れた心境から勇壮活発な境地に入った心持ちがした……神がモーセをしてイスラエル建国の偉業をなさしめた、その御業を心に深く銘じ」「もし神の御心に適うのであれば、将来一つの事業を興したいという志を養った。」アブラハムが「行き先を知らないで」カナンに移住したように、「拓殖事業」の志が与えられたのである<sup>34)</sup>。

1889年2.11大日本帝国憲法発布の恩赦で、武市と坂本、それに北光社の事実上のリーダーとなる澤本楠弥も出獄する<sup>35)</sup>。坂本の場合、後に述べるようにこの拓殖事業を実地に移すまでに九年の月日を要するが、その間彼は「一日も欠かすことなく祈り」、あるべき拓殖事業の姿を次のようにまとめた<sup>36)</sup>。

- 第一 殖民地は必ず労働の場所たるべくして、決して遊惰の場所たるべからざる事
- 第二 殖民地の繁栄は多忙なる個人の思想と労働との任務にありて、決して遠隔よりの力によりて機関を使うが如きものにあらざる事
- 第三 殖民地は或る行為の自由無くして干渉によりては発達せざる事
- 第四 殖民地は殖民の品行高潔なるに非ざれば決して盛大を期する能わざる事<sup>37)</sup>

高潔な品性、節操ある勤勉さ、忍耐と剛毅なる精神、まさにプロテスタンティズムのエートスが殖民地には必要とされる。ポルトガルなどカトリック諸国のように、遠い本国から指図や干渉を受けて行う殖民であってはならないという。このような殖民では、人々の行為の自主性が認められてないからである。これを北海道開拓の現状に当てはめると、資本家、大地主、華族など大土地所有者による殖民に対する批判となる。北海道開拓は「小土地を与えて、小地主となし、自給独立の人としなくてはならない」<sup>38)</sup>と明言もしている。「殖民の自由独立」と「自治の精神」があればこそ「確固たる独立国」が建つのであり、そのためにキリスト教信仰は不可欠というのが、坂本の描く「開拓殖民地」の姿であった。

## 2. 北海道開拓入殖へ

### A. 武市安哉浦臼へ

監獄から釈放された武市と坂本は高知へ帰ったが、武市は1892年に行われた第2回衆議院議員選挙で自由党より出馬して当選した。その秋、彼は開拓使払い下げ問題に関わる財務調査のために北海道へ出張し、「目の届く限り続く原生林と未開の草原」を見て大きなショックを受けたという。山の間の狭い土地を耕している故郷の土佐と何と違うのだろうか。また、加波山事件でなお空知集治監に収監されていた河野広体を訪問し、惟精と囚人たちが繰り広げたキリスト教精神——クラークがもたらした清教徒精神——による開拓に魅せられ、移住の決意を固めた<sup>39)</sup>。その足で北海道庁長官北垣国道（高知県知事の歴任者）を尋ねて、入殖のための土地について相談した。北垣は月形村の樺戸集治監を紹介し、武市は、原胤昭教誨師、大井上典獄に会い、農事指導員小野田卓弥の案内で、集治監用地の浦臼を実地見聞した。その後すぐに北海道庁へ行き、この浦臼の樺戸集治監所領地70万坪の払い下げを申請した<sup>40)</sup>（後に追加払い下げを受けた）。

1893年3月、第4回帝国議会が終わると武市は議員を辞職し高知へ帰った。資金調達と入殖希望者の募集のため、さっそく「新農村建設の理想」を演説して駆け回った。旧土佐藩主山内家からの餞別の他、板垣退助、片岡健吉、坂本直寛等々から数万円の出資をうけたとされる。ようやく6月貸下げ許可が出たので、7月第一陣として27名が入殖した。坂本直寛らの入殖に先立つこと3年である。彼らは、入植するとすぐに「祈りの家」を建てて聖園教会を作り、日曜日の礼拝出席と、酒類販売と飲酒の禁止を申し合わせて、未開の原野浦臼での開拓生活を始めた。もっとも全員がクリスチャンではなかったので、土曜日にごとに

武市が明日は教会へ行こうと声をかけて回ったという。ともかくゼロからの出発なので、武市安哉が農場長となる他、補佐前田駒次、書記平井虎太郎、農事顧問を小野田卓弥に依頼して、土地の決定から農具や生活必需品の購入、資金等について、すべて協議するシステムを作り上げ、準備を進めた。第2回の移住者約200戸は1894年4月に到着し、聖園農場が本格的にスタートした<sup>41)</sup>。ところが武市は、この年の12月2日第3回の移民募集のための高知からの帰途、青函連絡船の中で急死し、事業は三男の健雄及び女婿の土居勝郎に引き継がれることになった。

坂本直寛が北光社を引き払って、家族と共々移住してきたのはその3年後のことで、実際の運営というよりは、聖園農場のキリスト教教育と伝道に当たった。武市は聖園を「開拓労働学校」にしよう、聖園で働いた者たちが「さらに広いところへ出て、第2、第3の聖園を作」る事を願っていたことを考えると、「聖園」の理想を継ぐ上で、武市とはタイプが異なるとはいえ、坂本の精神的な指導者としての役割は重要だっただろう。実際聖園からは、例えば小笠原尚衛一家は美深で開拓・教会形成にあたり、この美深から近藤直作が佐呂間で開拓し教会をつくった。坂本直寛たちの北光社も、遠軽の学田農場も聖園から応援をもらった。

## B. 坂本直寛——クネネツへ

他方、月日を遡ることになるが、坂本直寛は1889年2月特赦で高知へ帰ると、自由党の会合や演説会に出ながら、1893年3月まで県議員を務めた。ただこの時期坂本直寛は、最初の妻鶴（1889年8月）の死に続いて、二度目の妻翠も（1895年9月）亡くし、その間にやっと2歳になる直道が赤痢にかかり生死の間をさまようなど、多難であった。これらの苦難を坂本直寛は聖書を読み祈り尽くすことで乗り越え、一層信仰を深めた。やがて日清戦争が勝利に終ると、日本の持つ「膨張力」を列強に示す好機と考え、榎本武揚らのメキシコ移住計画<sup>42)</sup>への参加を考えるほどだった。しかし、ロシアが日本海方面へと進出する動向をみて、「北門の鎖鑰」となる北海道にこそ、「自由と自治」なる「開拓植民地」が重要と考えるようになった。武市の聖園が彼の北海道移住に大きな刺激となったことも疑いない。

1896年5月、坂本は澤本楠弥<sup>43)</sup>と共に北海道視察旅行に出発した。札幌でクネネツ原野貸下げを申請し、許可が下りたので、8月20日聖園農場の前田駒次を案内人として馬6頭を連れて、3日ばかりでクネネツ原野へ着いた。

鞭あげて野辺はせ行けば黒駒の　ひずめの風に萩が花ちる

前人未踏の原野における開拓事業に困難を覚悟しつつも、彼らは「原野の草むらにひざまずいて神に感謝し、合わせて将来について祈った。」<sup>44)</sup> アブラハムがカナンに移住した事績が思い起こされたという。坂本は網走から高知の残留同志に「今回の貸下地は地形広大、地

味良好にして開拓容易なる屯田地に劣らず、網走へは十二里、其間車馬通じ…」と打電し、澤本も『土陽新聞』に夢のような、多分にPR的な現地レポートを寄稿した<sup>45)</sup>。この報告を受けた高知残留組の人たちは、坂本直寛を社長、澤本楠弥を副社長に合資会社・北光社を創設し、農村へ出かけて移住希望者の募集活動をした。武市の場合のように、市内在住の民権運動仲間やクリスチャンが固まって参加したのではなく、長岡郡や高岡郡など周辺の農村地帯からの応募者が多かった。この年の9月大工、農夫等からなる先発隊が、家屋などを準備するために出発した。

97年3月移民団が、坂本のノカナン農場行き20戸と、澤本のクネップ行きグループに別れて北海道へ向けて出発することになった。坂本グループは、所用のため札幌へ行った坂本に代わって、聖園の前田駒次が付き添って小樽から汽車で空知に向かったようである。澤本組は百十二戸ほどとされる。500人余りの大集団と書かれているものもある。こちらは船で根室まで行った。クネップに着くと、先発隊によって建てられた2間に3間の掘立て小屋に住み、生い茂る草を刈り、樹木を切り倒す作業が早速始まった。種や苗の入手先などは前もって準備し手配もされていたようだが、それを受け取る他に人数分の食料の確保も社長坂本の大切な役割だった。近くの駅通まで馬車で米麦を取りにやったが馬がおらず「わずか米4俵を持ち帰っただけだった。」常呂川を小舟で遡る計画も失敗。「ボランティアに来る人は、食料持参で」という騒ぎどころではない。それでも、3ヶ月後の8月下旬、「(入殖航海の途中で流行りだした)麻疹も沈静し、開墾はようやくはかどり、種蒔きも終わり、万事平穩に戻ったので」、澤本楠弥を社長代理に立て、坂本自身は聖園農場へ向かっしまう。クネップでの北海道開拓入殖という彼が見た夢は未完のようであるが…。実際、この翌1898年8月下旬から長雨が続き、9月7日には常呂川が濁流となり氾濫した。そのため北光社農場も冠水し、「農地は岩石や土砂、大小の倒木が横たわる川原と化した。」入殖者たちは「もう少しましなところへ」と希望したが、できないと分かると数十戸の入殖者が集団でクネップを去ったといわれ、6年後の定着率は28%だという。

それでも、澤本楠弥らは移住希望者をなだめ、常呂川の氾濫被害処理、交通輸送条件の整備、道庁との交渉、鉄道敷設等々、地域のために働いた。1900年5月25日に前田駒次、中田米太郎ら5人が市村柳吉宅に集って礼拝を開始し、1901年にG.P.ピアソン宣教師(米国長老教会)が来訪するなか、ようやく1903年に北光社講義所(現北見教会)が開設された。また、農業指導員として聖園農場から移って来て、サヤインゲン、ハッカなどその地にあう野菜を作り販売した他、水稻栽培も成功させ北光社農場を軌道に乗せた前田駒次の功は大きい。前田は澤本が病気で高知へ帰った後、北光社の責任者となり、経営の安定化を図ると共に、地域の開発にも積極的にならずさわり北見発展の基礎を築いた。

### C. 自由民権・キリスト教開拓殖民

以上、高知から厳寒の地北海道への入殖者は、武市=土居・坂本の「聖園農場」と、坂

本・澤本＝前田の「北光社」農場の二ヵ所で開拓に従事することになった。一見したところ、武市安哉の聖園農場は時期的にも、運営においても一歩抜きん出た存在であり、後発の北光社は地理的・自然的条件に恵まれないクネネツ平野で悪戦苦闘している。しかも坂本直寛はサブリーダーだった澤本に仕事を丸投げして北光社から聖園へ逃げ込み、そこで聖園の指導者然としておさまっている。余りにも身勝手のように見えるのに不満の声はほとんど聞こえないのが不思議な程である。

考えてみれば、北海道への開拓殖民を実地に移そうとした坂本直寛は、まず聖園へ行って相談をし、現地踏査に前田駒次が聖園から同行し、そしていよいよ北光社開園と決まると、前田が定住して農業に従事する。本章でもみたとおり、聖園と北光社では、置かれた地理的自然環境が異なるだけでなく、指導者の気質も異なり交代もある。にも関わらずこの二つの開拓農園には、指導者の交流があり、聖園から当然の如くに技術指導者の派遣が行われている。やはりこれら二つの農場は一つの団体の双子なのであろう<sup>46)</sup>。坂本直寛は聖園＋北光社の精神的指導者が似合うし、その実力もある人物だったように思われる。大日本帝国憲法体制の樹立とともに、勢いを封じ込まれた高知の自由民権運動の仲間たちは、武市安哉と坂本直寛の二人をリーダーとして北海道へ移住し、自分たちの力を合わせて原野を開墾して新しい共同体を建てようとした。それは①自由民権運動で培われた自発的活動で結ばれた人間関係、②厳しい自然環境からの挑戦で必要とされるピューリタンのな労働、③聖書のみことばと信者たちの交流の中で得られる生き生きとしたキリスト教信仰、これら3つの要素が組み合わされて「開拓殖民によるキリスト教農園共同体」は立てられたのである。

1887年北海道庁が設置され「人民の移住を求めずして資本の移住を求めん」との方針が明らかにされると、開拓殖民、炭山の経営権などは安田・三井といった財閥や、官僚と結びついた政商の手に移り、在住民・移住民に期待されるのは極言すれば労働力だけとなり、その不足分を「囚人労働」が補った。1897年、開拓事業を始めようとした坂本直寛が、「たとえ狭くても土地を与えて小地主としなければならない」と述べたのは、大地主に有利な「小作」を否定し、「自給独立」の住民を擁し育てるという目標を明らかにするものであった。それは財閥や政商の支配に対する異議申し立てに他ならず、自由な殖民の自治による北海道開拓路線の宣言であった。

1893年7月、武市たちは浦臼の聖園農場に入殖し、翌1894年4月第2回の移住者200人が入殖、10月武市は3次の入殖者募集に高知へ帰り、北海道へ戻る船中で12月2日急死した。聖園開園からわずか1年半であった。『福音新報』に植村正久が追悼文を残している。

月形の聖園着々成功して、基督教の会堂、基督教主義の学校を兼有せる理想的町村を創設せんと欲するの業、漸く其半ばにして宏遠他の界の人となる…精神上、道德上の土佐は一明星を失えり<sup>47)</sup>

聖園という「開拓殖民」事業が、始まってまだ1年半しか経っていないのに、その中心のリーダーを失ったわけで、植村は聖園のみならず、北海道の開拓殖民の今後、いや、北海道伝道の今後へと、思い及ばざるを得なかったであろう。

その2ヶ月後の1895年2月、植村は「如何にせば真正の国民たるを得ん」<sup>48)</sup>を書いた。

北海道に移住するもの幾万坪の土地を払い下げられ、その境界を結び、埒を設くるも、其のみにてはもって豪農となるべからず。新發明の獵銃を手に入れたればとて、そのみにてはもって鳥獸を撃ちて、過つことなきを保せず。

このように書き始められた文章は、「国民も亦然り」と続き、その自由権、参政権も「等しく…これを実際に用うることを学ばずんば、また何の益か有らん」とされる。

植村が「権利」「権利」と空念仏のように叫ぶのを嫌うのは今に始まったことではない。しかし、なぜ、「開拓殖民」と「国民」がことさらに二つ並べられ、やり玉にあげられるのか。この二つの「権利」を、実際に用いなければ無益と、一刀両断にする意図はどこにあるのだろうか。論旨を追おう。植村はここで、選挙の時だけ「自由人」というルソーの皮肉を介して、「世には権利自由を用うるの道を知らず、国民たるの義務を五里霧中に忘るもの少なからず」と転じる。さらに、「日本帝国は今や…権利の考えに付きて…進歩をなせり。」よって、「権利に対する義務を修むべき」とする。ここで「マツティーニは、人民の権利を主張し、祖国の独立を計り、身を犠牲に供すると同時に、…終始一の如く義務を論じて已まず」と、国民の義務について述べる中間部分に入る。殖産興業、身体の強健、「家庭を清め、その愛を高尚にする」などを挙げる。そして再びマツティーニを登場させ「政治的の運動一步を進めて、宗教的の運動とならずんば、民生主義の大目的を達すること能わず」と、結論部分へ入る。特に政治家の責任を論じ、「神に従うよりも人に従うこと善きか」と植村お好みの聖句を挟み、「自由ならんと欲すれば、信念なかるべからず(トクヴィル)」。党派の事情、利害関係、名誉心などによって政治的判断が影響を受けがちの中で、「正義ちよう一念が、これをして適當なる方向に進ましむ。」政治倫理を説く凡庸な結論のようにもみえるのだが、これが「真正の国民」になる心得である。もちろん『福音新報』の読者へのメッセージであるが、同時に「払い下げ地に堅固なる鉄柵を設けた」開拓殖民たち自身、武市安哉を失った聖園の「開拓殖民」たちへのエールだったのではないか。入殖者たちよ、聖園においてまさに主権「国民」たれ、「自治と信仰」を以て自分たちの農業共同体をつくりあげよと。

#### 小括

武市=坂本をリーダーとして立てられたキリスト教開拓殖民の意義を、2つ挙げておきたい。一つは「内国殖民」の流れに逆らう「自由・独立な個人」によって立てられた共同体と

いう面である。現在まで続く北海道の風通しの良い自由さ、革新性はここに胚胎したのではないか。

もう一つは、それが「アメリカ大陸へのピューリタンの移住にヒントを得て、キリスト教信仰を持つ自立した人々によって造られる自由な天地をモデル」として構想された点に求められる。そのことによって、キリスト教会が個人の内面の信仰で繋がる「教会」という枠を越えることができたのではないか。山下重一は1978年に、坂本直寛ゆかりの浦臼を訪れ2日間にわたって案内を受けたが、その案内者村上俊雄を「篤学の郷土史家であると共に、聖園教会長老として『聖園教会史』を執筆中の方であった」と紹介している。浦臼―聖園の歴史は教会の歴史を除いて語るができない状況にあることがわかる。教会の中に地域住民を語り、拓殖地に重なる様に「国民」を語り得た所以であろう。

以上の行論で、未解決のまま残った問題がある。それは坂本直寛が北海道の開拓事業を「北門の鎖鑰」とした点である。ロシアの南下に対応できる「殖民地」形成の一つの意味は、既に述べたように、北海道という開拓殖民地は「自由、自治」で作られているのであるから、対外危機への対応は自分たちの問題となろう。堅い結束を以て運営されているのだから、簡単に攻められるはずがないという面がある。にもかかわらず、やはり「対外危機」に面して「攻撃」に出る可能性がないとは言えない。そして多くの坂本直寛研究者は、彼の日露戦争肯定の姿勢も含めて、彼を「国権論者」とする。しかし、それはやや形式的に過ぎる判断ではないか。もはや、時間的余裕も史料探索の余裕もなくなってきたので、この判断の当否を考える参考に、2019年11月アジア文化研究所のセミナーで発題した『福音新報』に見る坂本直寛の対韓関係論』を補論として掲載することをお許し願いたい。

#### 補論：『福音新報』に見る坂本直寛の対韓関係論補論

日露戦期に書かれた坂本直寛の対韓関係論の論調は、先に紹介した高知での自由民権の時代から、北海道への入植という彼の歩みの延長上に捉えることができる。彼は49歳の時聖園から札幌へ出たが、その夏植村正久と相談して牧師への転身を決めた。この時期に彼は10数本の日韓関係論を書いている。本稿では坂本直寛の日韓関係・殖民論を、韓国の独立の扶植とキリスト教伝道という視点でまとめて、植村の朝鮮との関わりへの橋渡しとした。

1. 今回取り上げる坂本直寛の韓国殖民論は、日露戦争直前の「韓国における我邦の経営」<sup>49)</sup>から始まる。この時評で彼は、韓国の独立を扶植することは、外交政略、友誼上（隣邦相扶く）、東洋平和の視点から、日本の天職だとする。この主張には従来の日本の韓国への対応が、国家的経営に偏っており、「精神的啓発」に関わる社会的、個人的事業がないとの批判が含まれる。国家的経営に代えて、彼は韓人の精神の根本的更新のため伝道こそが重要とする。これに加えて日本人の韓国への移民、拓地殖民も考えている。韓国の「土地

は肥沃、800万～1,000万の人口を容れることができる。一般の日本人に先だってキリスト者が移民し、韓国人虐遇の弊害を予防すべし」というのである。

日露戦争が始まると坂本は「弱国の独立を扶植せんが為…世界平和の為…義の為に兵を取ること…義務なるを信ずる」と義戦論を唱える。すなわち、日本が「義」のために戦うのであれば、神がダビデを獅子と熊の口より助けられたように、韓国を黄龍（中国）の爪、大龍（露）の爪から助け出すことができるよう、神は日本を援けられるに相違ないという。神の助けを得て日本は日露戦争を戦い得るとの理解である。それだけでなく「人民自ら彼の国に移住し、その国力となりて彼の国を扶くべし」「主の道に由りて之（青年）を戒め、之を奨励し愛し、韓人と邦人の間に交友の帯となるべし」という<sup>50</sup>。

この時期の『福音新報』には、「戦場の基督者」というコラムや、満韓での軍隊を尋ねる牧師たちの通信も掲載されているが、彼らの韓国及び韓国人に対する評価は総じて低い。そういう認識にたつて、日本は「韓国を拯救」する立場におかれると坂本は考える。時にはイザヤ時代のユダヤを当時の朝鮮に比し、「或る時は露に、或る時は清・日本にと、一時の小安」をはかり、「ああ、死と黄泉と契約を為す者」と彼は痛言する。そしてこの頼りない国を救うために、昔神が「東方ペルシャよりサイラス<sup>51</sup>を起し…イスラエルの民を救」われたように、「海東より我國民を起し清を懲らして小弱なる韓民を救」われるという<sup>52</sup>。ロシアをアジアより斥け、宗教と人文の自由を守る、これを日本の使命とする。

2. 1895年初め、ようやく旅順が陥落し、旅順艦隊も崩壊。これを機に日本では講和の動きが始まったとされる。（1月12日には植村正久の「飼うものなき羊」を憂える「戦勝と伝道」が掲載されている。）ロシアでは1月22日の「血の日曜日」事件が起こるが、それでも主戦派将校たちの戦意が落ちることは無かった。坂本は1月19日「東洋に神の国来たらんとする準備」を著した。これはアメリカの雑誌情報を用いて、50年の間にロシアが領土を倍増したが、それは「正統の信仰を拡張」すべしという「神の名を利用」した領土拡張に他ならなかったとするものである。よって、ロシア正教以外は認めようとする「露国の糠を東洋の禾場より浄め」ずして、「神の国」の到来はないという。つまり、ロシアをアジアから斥け、神の国をアジアに実現する準備をすべしと彼は主張する。

3. 3月初旬日本軍が勝利を取めた奉天会戦後、ようやくヴィツテがニコライ2世に和議の上奏文を提出し、ロシアも講和へ動き出した。

①. その下旬から直寛は韓国の独立を見通して「韓国の拯救」（一～六）<sup>53</sup>を書き始めた。彼は韓国の実情を、「古来無政府的専制政治であつて…政府は民のために存せず、民は政府のために存す」と見る。また人民は「富めばそのまま掠奪されるだけ」なので「飢餓凍寒を免れる」を以てよしとし、「悪きことに反対して効力ある抵抗を為すべき良心を」失ってしまい、亡滅の危機にあるとする<sup>54</sup>。それ故、国家を改革し



ようとするものは「国民道徳」を重視すべきである。国民的良心の後援なくしては、政府は何もなしえぬから<sup>54)</sup>、という。最後にエゼキエル書37章の「枯れた骨の復活」予言を引用している<sup>55)</sup>、「其国民的精神は既に四散して恰も散らされたる迷羊の如く…有形的国家機関と雖も全備したるものあるを見ず。」神の言葉を伝えるならば「必ずやかの枯骨が更生せし如く国民的の復興を為すこと画然たり。」国家の再興には、「国民的精神の回復」が必要であり、そのためには人々に「神の使命を伝えて甦生」させねばならず、それをなし得るのは日本のクリスチャンをおいてない、このように坂本はいう。伝道はまた「日本と朝鮮との和解」のためにも不可欠であるとする。日本と朝鮮の交流は長い。しかし、秀吉の朝鮮征伐に始まり、対馬人による通商においても、日本は朝鮮の人々に乱暴の限りを尽くし、暴利を貪ってきた。戦後日本人が入植して「彼国の力となる」べきであろうが、「我が邦人…跋扈…驕傲を極め以て韓人を陵辱虐待する弊」は避けねばならない。よって伝道だけでなく、「できれば連繋の務め」を果たし、「世界に人道的交際の新機軸を開く」べしと、彼はその抱負を語る。

- ②. アメリカ大統領の斡旋で講和会議が開かれることになったとの記事が『福音新報』のトップ記事ででたのが8月17日、続いて「講和談判の前途如何」「講和成立近きか」「講和問題遂に如何」と毎号（週刊）続き、「遂に如何」ではロシアの同意が得られず会議の延期が伝えられる。

坂本の「説教：誰か隣たる」はこのような時期に掲載される。有名な善きサマリア人に即した話である。「名義上基督教国たる露国」がレビ人であれば、日本は「クリストの比喩の精神によれば確に支那や朝鮮人の隣である。」ただ、それを誇るべきではなく、「神を信じるクリストによって真の隣たる精神をはなたねばならぬ。」ただし「神の前には皆齊しく罪人」であるから「かの税吏の如く胸を打て神の恤を乞はねばならぬ」このような者として「隣たる事を益々深く感じ且つ之を務めねばならぬ」という<sup>57)</sup>。

#### 4. おわりに

翌週（9月7日）のトップ記事は「平和を歓迎す」で、これは植村を日本のアジア進出を肯定する朝鮮殖民主義者とする理由の論拠とされる文章である。

満州に於ける露国の横暴を抑制し、朝鮮に於ける我が地位を堅固にし、遼東半島に我が勢力を拡張するを得たり。樺太南半分の割譲不満足点なきに非ずといへども、我が国民は之をすら歓迎すべき理由を有すると謂わざる可らず。

「殖民主義者」植村という呼称を一応認めるとしても、植村の「殖民」を本稿で紹介した坂本の殖民理解、すなわち朝鮮の人々の自主自立の心と活動を促し、それをサポートするた

めの移住・殖民に近づけて考えるとどうだろうか。それでも日本人キリスト者を買いかぶり過ぎという非難は免れそうにないが、こう考えると3.1事件時の植村の発言をなんとか理解することができるのではないか。植村は朝鮮のキリスト教が盛んであることに好意を示しつつ次のように言った。

朝鮮のキリスト者が国を憂え、独立を重んじ、他の威力に対して反抗するの氣勢を保つということが事実ならば、たとい根が浅く、中学生徒の無暗に威張るような生意気であるにもせよ、高尚な精神的方面から人道の側に立ち、これを批評するならば、かえって末頼もしく、後世恐るべしとでも言うが適当ではあるまいか<sup>58)</sup>。

この「朝鮮の基督教」を掲載した『福音新報』は、発売禁止処分を受けた。他にも、「大日本の朝鮮」「朝鮮陰謀事件」が『福音時報』に掲載されている。これらの時論を読む限り、植村の朝鮮伝道が朝鮮の自主独立を望むものであったと推測される。次稿では、改めて植村正久たちの、朝鮮伝道と日本と東アジアとの関係、国家と宗教についての理解を考えたい。

## 註

- 1) 小池喜孝『鎖塚一自由民権と囚人労働の記録』現代史出版会、1973年、92-98頁。
- 2) 屯田兵制は1904年に廃止された。
- 3) 金田隆一「キリスト教（新教）よりみた北海道開拓精神について」『苫小牧工業専門学校（紀要）』第1号、1966年、52-64頁。
- 4) 金子の復命書に盛られた「囚人による北海道開発論」には、伊藤博文の内地の危険除去、北海道開拓、出獄後定着して人口増に繋がるという「集治監一石三鳥論」、山県有朋の苦役の耐え難きを知らせて再犯の念を絶たせるとする「苦役本分論」に比べて、いっそう冷酷で囚人を人間としてみる視点がない。（小池喜孝、前掲書、103頁。参照）
- 5) 同上、100頁。
- 6) 「各地の北海道遺産一集治監」[https://www.hokkaidoisan.org/hokkaido\\_syuujuikan.html](https://www.hokkaidoisan.org/hokkaido_syuujuikan.html)（2020年8月30日閲覧）
- 7) 渡邊惟精（1845-1900、岐阜県安八郡大藪村生）堺県捕亡吏、鹿児島県警察所長、東京集治監典獄を経て、空知集治監初代典獄に着任。
- 8) 小池喜孝、前掲書、144頁。
- 9) 渡辺喜三『渡邊家之由来 七曜之星』（私家版）1958年、33頁。
- 10) 同上
- 11) 長谷川嗣編『空知集治監初代典獄渡邊惟精の日記』北海道出版企画センター 1983年。
- 12) 同上、13頁。
- 13) 同上、14頁。
- 14) 同上
- 15) 小口千明「集治監を核とした集落の形成と住民の集治監像」『歴史地理学』（25）、1983年3月、

- 50 頁。
- 16) 開拓初期：幾春別川流域—暮らし・社会【札幌開発建設部】治水 100 年 [https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen\\_keikaku/e9fjd6000000159w.html](https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/e9fjd6000000159w.html) (2020 年 8 月 31 日閲覧)
  - 17) 内藤辰美「都市と炭鉱」『社会福祉』54 号、日本女子大学社会福祉学科・社会福祉学会、2013 年、20 頁。
  - 18) 元濱涼一郎「日本における近代国民国家の形成と地域創出—北海道開拓と十津川移民についての覚え書き—」『奈良大学総合研究所報』(12)、2004 年、6-7 頁。
  - 19) 供野外吉「北門鎖鑰の礎石 渡邊惟精」(三笠民衆史研究会、1940 年、49 頁)によると、雪の積もり具合から見て、この期を逃してはそりを使うことができない、他の方法では時間的にも大変という判断だったという。
  - 20) 供野外吉は「23 年宮城に転勤を命ぜられるに及んで」という。『獄窓の自由民権者たち』みやま書房、1972 年、99 頁。
  - 21) 長谷川嗣編、前掲書、192 頁。
  - 22) 小池喜孝、前掲書、135 頁。
  - 23) 逸見勝亮「札幌農学校の再編・昇格と佐藤昌介」『北海道大学文書館年報』2、2007 年 3 月、29-48 頁。
  - 24) 札幌歴史・文化情報館 <http://sapporo-jouhoukan.jp/sapporo-siryoukan/lekishibunko/rekisi/020.html> (2020 年 10 月 8 日閲覧)
  - 25) 小池喜孝、前掲書、135 頁。
  - 26) 同上、142 頁。
  - 27) 山下重一「明治初期におけるスペンサーの受容」『日本政治学会年報』26、1976 年、82-84 頁。
  - 28) 山下重一「坂本直寛の生涯と行動」『英学史研究』1980 年 12 月、日本英学史学会、26-27 頁。
  - 29) 吉田曠二『龍馬復活』朝日新聞社、1985 年、95 頁。
  - 30) 小池創造「坂本直寛の自由民権思想とキリスト教」『坂本直寛と北光社』(自由民権百年北見実行委員会、1981 年) 32-33 頁。なお巻末に『日本憲法見込案』全編が掲載されている。
  - 31) 起草の日時からみると「見込案」を見て植木は独自案を書き上げたと考えられる。(同上)。
  - 32) 松沢弘陽『日本政治思想』放送大学教育振興会、1989 年、56 頁。
  - 33) 土居晴夫編／口語訳『坂本直寛・自伝』燦葉出版社、1988 年、56 頁。
  - 34) 同上、86 頁。
  - 35) 澤本は、獄中で肺結核を悪化させ、出獄後直ちに山龍堂病院に入院し、帰郷は遅れた。
  - 36) 「北海道に拓殖事業を興さんとする意見」(1897.1.29)『坂本直寛著作集』(中)、高知市立市民図書館、1970 年。
  - 37) これらの条件は E. J. Tayne; *History of European Colonies* からの援用とされる。詳しくは吉田曠二、前掲書 146 頁を参照されたい。
  - 38) 「北海道の発達」(1897)『坂本直寛著作集』(中)、高知市立市民図書館、1970 年。
  - 39) 日本基督教会聖園教会『聖園教会史』新教出版、1982 年、206 頁。
  - 40) 北援隊「武市安哉の軌跡」[https:// hokuentai.com/series/series number/series3](https://hokuentai.com/series/series number/series3) (2020 年 8 月 22 日閲覧)
  - 41) 金田隆一、前掲論文に詳しい。
  - 42) 1897 年 5 月 19 日 35 人の青年が、草鹿砥監督の下タパチューラでコーヒー園を開こうと入殖したが、事前調査が不適切不十分な上、入殖期を誤り、資金不足で、3ヶ月で瓦解した。(上野久

『メキシコ榎本殖民』1994年、中公新書)

- 43) 澤本楠弥に関する丁寧な研究として、清水昭典「自由民権家澤本楠弥と北海道植民会社「北光社」の経営」『札幌法学』（札幌大学女子短大）9-1、1997年9月がある。
- 44) 土居晴夫、前掲書、89頁。
- 45) 吉田曠二、前掲書、153頁。
- 46) 白井暢明「高知県民の北海道開拓―北見・北光社を中心に―」『札幌大学総合研究』第2号、2011年3月、201-220頁を参照されたい。
- 47) 『福音新報』195、1894年12月7日。
- 48) 「如何にせば真正の国民たるを得ん」『福音新報』204、1895年2月8日。
- 49) 「韓国における我邦の経営」『福音新報』445、1904年1月7日。
- 50) この段落、日露開戦後の義戦論は「対韓経営に就て我党の士に望む」『福音新報』455、1904年3月17日。
- 51) 「サイラス」は、キュロス王と考えられるが、「誰が（彼を）東から起こしたか」と訳され、ヘブライ語では目的語がないと解説されている。（『ATD 旧約聖書註解 19』100頁参照）
- 52) 「宗教上より日本の天職を論ず」『福音新報』456、1894年3月24日。
- 53) 「韓国の拯救」（一～六）『福音新報』1895年3月23日、4月6日、13日、27日、5月11日、6月8日。
- 54) 同上（三）、『福音新報』513、1895年4月13日。
- 55) 同上（四）、『福音新報』515、1895年4月27日。
- 56) 同上（五）、『福音新報』519、1895年5月11日から始まるが、結語的な勧めは、同上（完結）『福音新報』1895年6月8日にある。
- 57) 「説教：誰か隣たる」『福音新報』531、1905年8月31日。
- 58) 植村正久「朝鮮の基督教」『福音新報』793、1910年9月8日。